

結婚50周年を迎えた夫婦を祝福するため、金婚記念品を差し上げます。該当する夫婦は直接窓口へ申し込んでください。

対象 市内在住で昭和51年3月31日までに婚姻の届け出を



金婚祝いの申請を受け付けます

した夫婦で、過去に藤岡市金婚記念慶祝を受けていない夫婦
内容 夫婦の記念写真・めもと箸(どちらかを辞退することもできます)
その他 本籍地が市外の人は問い合わせてください
申し込み 令和8年3月31日(火)までに元気長寿課または鬼石振興課へ
問い合わせ 元気長寿課(☎④2809)

市にふるさと寄附をした人
 に送る記念品を提供していただける事業者を募集しています。登録すると市の記念品として商品やサービスを全国にPRできます。

対象 地元特産品などの生産、販売などを行う法人または個人
事業主で市税の滞納がない人
記念品の要件 市内で生産または加工の大部分が行われる商品または市内で提供される

ふるさと寄附協力事業者の募集

サービス
申し込み 市ホームページ(下記2次元コードを読み取り)から申請書をダウンロードして
 必要事項を記入し、企画課へ提出してください。また事業内容の分かるパンフレットや商品チラシがある場合は一緒に提出してください
問い合わせ 企画課(☎④2428)



藤岡市成年後見制度中核機関

「藤岡成年後見支援センター」を設置しました

令和3年4月に市社会福祉協議会が設置した藤岡成年後見支援センターに、市が成年後見制度の中核機関を委託し、7年4月からさらに機能を充実させます。

成年後見制度を必要とする人が安心して制度を利用できるよう、成年後見制度に関する相談や制度の普及啓発、研修会の実施、申し立ての支援などを行います。気軽に相談してください。

成年後見制度とは？

認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分でない人について、家庭裁判所が選任した援助者(成年後見人など)が本人の権利を守り、支援する制度です。

中核機関とは？

成年後見制度に関する相談に対し、司法・医療・福祉などの関係機関と連携を図り、対象者の権利を守り、安全に生活できるよう支援する機関です。

問い合わせ 藤岡成年後見支援センター(市社会福祉協議会内☎⑤5647)・福祉課(☎④2384)・元気長寿課(☎④2287)

中核機関ではこんな支援を行います

広報業務

市民への成年後見人制度に関する情報発信や、関係団体を対象とした広報・啓発・研修を行います。

相談業務

成年後見制度の利用に関する相談に対し、必要に応じて専門機関への支援につなぎます。また、適切な制度利用を促すため、協力や助言を行います。

利用促進業務

成年後見制度の利用促進のため、申立支援業務や関係機関などとの連絡調整、受任調整業務を行います。

後見人等支援業務

中核機関が関わった事案について、後見活動が円滑に行われるための連携会議を実施するなど、包括的に後見人などを支援します。



前橋長瀬線バイパス

今回開通する区間は、整備済みの前橋長瀬線バイパス(JAたのふじあぐり藤岡南東付近)から前橋長瀬線(現道)までの約1.3kmです。

この開通によって、県道前橋長瀬線バイパスの全区間が完成し、周辺地域の渋滞緩和や移動時間短縮による物流の効率化など、多野藤岡地域のさらなる発展が期待されます。

問い合わせ 藤岡土木事務所(☎②2156)・土木課(☎④2322)

2つのバイパスが開通しました



県道寺尾藤岡線バイパス

県が整備を進めてきた県道寺尾藤岡線バイパス(山名工区)約2.7kmのうち、未開通区間となっていた延長約1.2kmが開通しました。

このバイパスの整備により、周辺地域の渋滞緩和や移動時間短縮による物流の効率化など、多野藤岡地域と高崎地域の連携強化およびさらなる発展が期待されます。

問い合わせ 高崎土木事務所(027・322・4186)・都市計画課(☎④2824)